

特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用に係る 2026 規制年度分の内示申請手続きについて

「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」（令和 30 年 9 月 21 日付け 20180920 製局第 1 号、令和 7 年 7 月 22 日一部改正。以下「運用通知」という。）に基づく、2026 規制年度分の内示申請手続きは下記のとおりとする。

記

1. 対象品目

特定物質代替物質（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 F のグループ I 及びグループ II に属する物質）

【附属書 F】

物質名	化学式	地球温暖化係数
グループ I		
1・1・2・2—テトラフルオロエタン (別名 HFC-134)	CHF_2CHF_2	1,100
1・1・1・2—テトラフルオロエタン (別名 HFC-134a)	CH_2FCF_3	1,430
1・1・2—トリフルオロエタン (別名 HFC-143)	CH_2FCHF_2	353
1・1・1・3・3—ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245fa)	$\text{CHF}_2\text{CH}_2\text{CF}_3$	1,030
1・1・1・3・3—ペンタフルオロブタン (別名 HFC-365mfc)	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_2\text{CH}_3$	794
1・1・1・2・3・3・3—ヘプタフルオロプロパン (別名 HFC-227ea)	$\text{CF}_3\text{CHFCF}_3$	3,220
1・1・1・2・2・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236cb)	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CF}_3$	1,340
1・1・1・2・3・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236ea)	$\text{CHF}_2\text{CHFCH}_2\text{CF}_3$	1,370
1・1・1・3・3・3—ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236fa)	$\text{CF}_3\text{CH}_2\text{CF}_3$	9,810
1・1・2・2・3—ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245ca)	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CHF}_2$	693
1・1・1・2・3・4・4・5・5・5—デカフルオロペンタン (別名 HFC-43-10mee)	$\text{CF}_3\text{CHFCHFCF}_2\text{CF}_3$	1,640
ジフルオロメタン (別名 HFC-32)	CH_2F_2	675
1・1・1・2・2—ペンタフルオロエタン	CHF_2CF_3	3,500

(別名 HFC-125) 1・1・1—トリフルオロエタン	CH ₃ CF ₃	4,470
(別名 HFC-143a) フルオロメタン	CH ₃ F	92
(別名 HFC-41) 1・2—ジフルオロエタン	CH ₂ FCH ₂ F	53
(別名 HFC-152) 1・1—ジフルオロエタン	CH ₃ CHF ₂	124
(別名 HFC-152a) グループⅡ トリフルオロメタン (別名 HFC-23)	CHF ₃	14,800

2. 基本的運用による割当て

2. 1 基本的運用による製造数量及び輸入数量の割当て内示申請

(1) 対象者

運用通知2. 基本的運用に基づき、2026規制年度分として、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下、「オゾン層保護法」という。）第4条第1項に基づく製造数量許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当ての内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第1「申請基準値の設定並びに製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」
- ・別添様式「申請基準値の設定並びに製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」

(3) 受付期間

2025年9月8日から9月30日

(4) その他

- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。
- ・運用通知2. (2) に規定する削減率γ1の値は、9.2%とする。

2. 2 基本的運用による申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当数量の追加内示申請

(1) 対象者

運用通知2. (4) 割当て決定の手順に基づき、2026規制年度分として、基本的運用による申請基準値内で、オゾン層保護法第4条第1項若しくは同法第8条第1項に基づく製造数量の許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当ての許可数量又は承認数量の変更するための追加の割当ての内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第2「基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当数量の追加内示申請書」
- ・別添様式「基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当数量の追加内示申請書の根拠データ」

- ・輸入の変更を伴う申請者にあつては、当該承認に係る規制年度の輸入通関実績の裏書（写し）

(3) 受付期間

2026年1月5日から11月17日

※やむを得ない理由により11月18日以降に申請する必要がある場合は、事前にオゾン層保護等推進室まで相談すること。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに留意すること。

(4) その他

- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。

3. 例外的運用による割当て

3. 1 突発的事情への対応の内示申請

(1) 対象者

運用通知3.(1) 突発的事情への対応に基づき、オゾン層保護法第4条第1項若しくは同法第8条第1項に基づく製造数量の許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当ての内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第3「突発的事情への対応に要する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」
- ・別添様式「突発的事情への対応に要する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」

(3) 受付期間

2026年1月5日から11月17日

※やむを得ない理由により11月18日以降に申請する必要がある場合は、オゾン層保護等推進室まで相談すること。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに留意すること。

(4) その他

審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。

3. 2 低温室効果製品の出荷等を行う事業者の追加的内示申請

(1) 対象者

運用通知3.(2) 低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与として、オゾン層保護法第4条第1項若しくは同法第8条第1項に基づく製造数量の許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当て内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第4「画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」
- ・別添様式「画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」
- ・製品の安全性、省エネ性、経済性等を説明するための資料

・
(3) 受付期間

2025年9月8日から10月21日

2026年1月5日から11月17日

※やむを得ない理由により11月18日以降に申請する必要がある場合は、オゾン層保護等推進室まで相談すること。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに留意すること。

(4) その他

- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。
- ・2026規制年度中も上記に記載した期間受付をするが、この場合、国全体の生産量及び消費量の割当合計が上限に達し次第、受付を停止することがある。

3. 3 例外的用途に係る割当て内示申請

(1) 対象者

運用通知3.(3) 例外的用途に係る割当てに基づき、オゾン層保護法第4条第1項若しくは同法第8条第1項に基づく製造数量の許可又は同法第6条に基づく輸入承認・割当ての内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第5「例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書」
- ・別添様式「例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書の根拠データ」

(3) 受付期間

2025年10月1日から10月21日

2026年1月5日から11月17日

※やむを得ない理由により11月18日以降に申請する必要がある場合は、オゾン層保護等推進室まで相談すること。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに留意すること。

(4) その他

- ・例外的用途のうち半導体等の製造用途として割当てを希望する場合には、当該内示申請と並行してオゾン層保護法第12条に基づく原料として使用の確認の申請を行うこと。その際、当該内示申請書の「その他特記すべき事項」に、原料としての使用の確認申請をe-Govを用いて実施したときに付与される到達番号等（複数ある場合は複数の番号）を記載し、申請の関係性を明確にすること。なお、審査はこれら申請書が全てそろい次第行うこととする。
- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。
- ・2026規制年度中も上記に記載した期間受付をするが、この場合、国全体の生産量及び消費量の割当合計が上限に達し次第、受付を停止することがある。

3. 4 新規参入者への割当て内示申請

(1) 対象者

運用通知 3. (4) 新規参入者の取扱いに基づき、オゾン層保護法第 4 条第 1 項に基づく製造数量の許可又は同法第 6 条に基づく輸入承認・割当ての内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第 6 「製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書（新規参入者用）」
- ・別添様式「製造数量及び輸入数量の割当て内示申請書（新規参入者用）の根拠データ」

(3) 受付期間

2025 年 9 月 8 日から 9 月 30 日

2026 年 1 月 5 日から 11 月 17 日

※やむを得ない理由により 11 月 18 日以降に申請する必要がある場合は、事前にオゾン層保護等推進室まで相談すること。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに留意すること。

(4) その他

- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。
- ・2026 規制年度中も上記に記載した期間受付をするが、この場合、国全体の生産量及び消費量の割当合計が上限に達し次第、受付を停止することがある。

3. 5 輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て内示申請

(1) 対象者

運用通知 3. (5) 輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当てに基づき、オゾン層保護法第 6 条に基づく輸入承認・割当ての内示を受けることを希望する者

(2) 提出書類

- ・様式第 7 「輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て内示申請書」
- ・別添様式「輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て内示申請書の根拠データ」
- ・輸出した実績を証明する書類又は輸出することが確実であることを証明する書類

(3) 受付期間

2025 年 10 月 1 日から 10 月 21 日

2026 年 1 月 5 日から 11 月 17 日

※やむを得ない理由により 11 月 18 日以降に申請する必要がある場合は、オゾン層保護等推進室まで相談すること。その際、内示書の発出等に一定の時間を要することに留意すること。

(4) その他

- ・輸出の実績数量又は輸出することが確実である数量を超えて、割当て希望輸入数量を

申請することはできない。

- ・輸出数量は割当てを希望する年の数量とし、当該数量を輸出した実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を申請と併せて提出すること。
- ・審査上、必要がある場合に、その他書類の提出を求めることやヒアリングを行うことがある。

4. 提出方法

原則 e-Gov 電子申請による。ただし、PC 環境等により e-Gov を利用できない場合は事前にオゾン層保護等推進室まで相談すること。

5. 提出された申請書の取扱い

経済産業省は提出された申請書の取扱いについて、以下に掲げる事項を遵守する。

- (1) 提出された申請書を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。
- (2) 申請書は、本運用の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 申請書を複製する場合には、本運用の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
- (4) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を書面をもって通知する。

6. 製造数量の許可申請等において添付すべき書類について

2026 規制年度分におけるオゾン層保護法第 4 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項に基づく製造数量の許可申請の手続きに際して、当該内示申請手続きに基づく申請の結果、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官が交付する内示書の写しを、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和 63 年通商産業省令第 80 号）に規定する書類に加えて、添付することとする。

7. 用語の定義等

- 「数量」は、HFC の実質の数量・有姿 (kg) に、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第三百八号）別表第二（第一条関係）に掲げる地球温暖化係数を乗じた値（単位は GWP 換算数量 (kg)）を指す。
- 「製造数量」は、自ら国内で製造した数量を指し、原料用途使用量を含まない。委託製造による製造分については、委託元の製造数量として計上すること。なお、モントリオール議定書附属書 C のグループ I に属する物質又は附属書 F に掲げる物質の製造工程において発生した附属 F のグループ II に属する物質が、当該工程の設備の外へ放出がされないまま破壊された場合は、製造数量に含まない。
- 「輸入数量」は、自ら直接行った輸入についての輸入通関時の数量を指し、原料用途使用量を含まない。委託輸入による輸入分については、委託元の輸入数量として計上すること。
- 「輸出用製造数量」は、自ら国内で製造した数量のうち、自ら直接行った輸出についての輸出通関時の数量を指す。委託輸出による輸出分については、委託元の輸出数量として計上すること。
- 「輸出数量」は、直接行った輸出についての輸出通関時の数量のうち輸出用製造数量を含まない数量を指す。委託輸出による輸出分については、委託元の輸出数量として計上すること。
- 国内の製造業者又は輸入業者等から購入した量は、製造数量や輸入数量に含まない。
- 議定書附属書 F に掲げる物質又は当該物質を含む混合物が冷媒等として設備、装置又はエ

アゾール製品等の使用システムの一部を構成しているものを輸入又は輸出した場合は、当該物質の量を輸入数量又は輸出用製造数量に計上しないこと。

- 「原料用途使用量」は、以下を指す。
 - ①自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等した数量
 - ②他者が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他者に譲渡等した数量
- 「委託」について製造業者等と購入者間の取引が委託行為に該当するか否かは、当事者の協議により判断される必要があるが、その際には以下を目安として、判断することとする。

一般に「委託」とは、本来自らが行うべき行為を他人に依頼して代わりにしてもらうことを指す。委託をされる側（受託者）が実施する行為は、委託をする側（委託者）が本来行うべき行為の代替となることから、受託者による受託業務の実施に関して、委託者が一定以上の関与をすることができるとする契約を締結していることが通例であると考えられる。

このため、委託の解釈に際して、製造者や輸入者、輸出者と購入者の間で締結される契約において、委託契約に特徴的な下記の事項に係る特別な規定が複数（3つ以上）ある場合を委託契約と判断することを目安とする。

 - ①製品の製造、加工、荷造、在庫、輸送などに関する指示に従って製造や輸入、輸出を行うべき定めに関する事項（業務指示）
 - ②製品の製造、加工、荷造、輸送等に関する事項（技術指導）
 - ③原材料（又は荷造材料）の供給に関する事項
 - ④機械、機具、治具、工具等の貸与若しくはそれらの維持管理責任に関する事項
 - ⑤原料、半製品、製品等に関する所有権に係る事項
 - ⑥引渡完了前の棚卸資産に生じた滅失、破損等損害の負担に関する事項（危険負担）
 - ⑦委託製造に係る製品又は競合品の第三者への販売の禁止に関する事項
 - ⑧製品製造に係る知財権の許諾に関する取決めに関する事項